

人権教育は今

特集

すべての子どもたちが夢と希望を
もって成長していくために

提
言

「子どもの貧困対策の推進について」
～地域や行政で出来ること～

久留米大学文学部 教授 門田 光司さん



中間北中学校区の取組



人権教育総合推進地域事業の取組から

子どもの貧困対策について



福岡県子どもの貧困対策
推進計画から

- 提言 P 2
- 人権教育総合推進地域事業の取組 P 6
- 資料 I 福岡県子どもの貧困対策推進計画から P 10
- 資料 II 学校教育における進路と学力の保障の取組 P 14
- 視聴覚ライブラリー P 16

平成28年10月 福岡県教育委員会

【連絡先】

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
福岡市博多区東公園7-7

T E L 0 9 2 - 6 4 3 - 3 9 1 8

F A X 0 9 2 - 6 4 3 - 3 9 1 9



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

「子どもの貧困対策の推進について」

～地域や行政で出来ること～

久留米大学文学部 教授 門田 光司



1 日本社会の現状

福祉の分野から、日本の高齢化率を見していくと、平成26年度が26%、その11年後の平成37年度には30.3%、21年後には33.4%となり、約3人に1人が65歳以上となり、より一層高齢化が進んでいくと考えられます。

高齢化が進むということは、私たち日本社会を支える若者層が減ってくるという状況になるということです。

子どもたちは、我が国の将来を担う大切な存在です。私たちの次の世代の子どもたちをいかに守り育てていくのかということはとても重要な課題だと思います。だからこそ、今の日本社会の中で、大切な子どもたちが本当に大切に育てられているかという点に着目し、現状をしっかり把握していく必要があります。

2 人権の視点から見た子どもたちを取り巻く課題

ユニセフは「子どもの権利条約」を4つの柱で示しています。

○ 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

○ 守られる権利

子どもたちはあらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っていま

す。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守されることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

○ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動したりすることができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

しかし、この4つの権利が、日本社会の中で守られているとは言えない実態があります。

それは、児童虐待の問題、不登校の問題、少年非行の問題、子どもの貧困の問題など様々です。これらのこととは、子どもの人権問題として考える必要があります。そこで、ここでは子どもの人権に関わる問題である貧困問題について述べていきます。

3 子どもの貧困問題

(1)子どもの貧困率

国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は、平成18年では15.7%であったものが平成24年には、16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの貧困率も、14.2%から16.3%へと悪化しています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は54.6%と、大人が二人以上いる世帯の貧困率12.4%に比べて非常に高い水準となっています。

福岡県の場合、生活保護や就学援助の状況を勘案すると、子どもの貧困率は、全国数値を上

回っているのではないかと考えられます。

(2)世代間での貧困の連鎖

「平成23年度福岡県母子世帯等実態調査報告書」によると、福岡県では母子・父子家庭等になった理由として離婚が圧倒的に多くなっています。離婚の理由は様々であると思いますが、母子家庭になった場合、前の夫から養育費をもらっていない比率が高いという問題があります。相手に支払う意思や能力がないからという理由が6割近くになっています。収入などが多く、養育費がもらえないとなると、母子家庭では、母親が結婚や出産等をきっかけに働いていた職場を離職していた場合、再度仕事に就かなければならぬ状況になります。しかし、再就職後、収入が十分に得られる仕事に就けないケースも多く、福岡県においては、母子世帯の49.4%が年収200万円以下となっています。

そういう状況から、次に起きてくるのが世代間における貧困の連鎖です。保護者が中卒または高校中退のケースにおいて、世代間をまたいで生活保護受給率が高くなっています。また、10代での出産経験があり、生活保護の受給歴がある場合において世代間連鎖の割合が高くなっています。

(3)貧困問題と学力への影響

特に子どもの貧困において、課題となるのは世帯収入と子どもの学力の関係です。国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（平成26年3月28日）によると、小学校6年生では年収約1,000万円の世帯と年収200万円未満の世帯では、算数・国語の正答率が約15ポイントも差があります。また、母親の最終学歴が中学校と大学では、子どもの算数・国語の正答率に約20ポイントも差が見られます。この

ように、家庭の経済状況等によって、子どもの学力に差が生じてくるという状況があります。

「平成25年度就学援助実施状況等調査」（文部科学省）によると経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている子どもの数が約151万人います（小・中学生の約15.4%、平成25年度）。塾に通ったり、ピアノや剣道などの習い事にお金や時間をかけたりすることができる子どもがいる一方で、制服、通学靴など最低限の物さえ買うことが難しい家庭の子どももいます。そのため、体操着を一着しか揃えられず洗濯が出来ないまま何日も着ている状況や、学校の授業等で使用する物品の購入が大きな負担になっている状況もあります。また、保護者が夜遅くまで働くかなければならず、子どもの生活をしっかり見ることが出来ないことから、子どもが心理的に不安になり学習に集中出来ないという状況になる場合もあります。

(4)貧困世帯の子どもの健康問題

内閣府の平成25年度の調査によると貧困世帯の子どもが休日に朝食を「食べない」「食べないことがある」と回答した割合は27.2%で、貧困世帯以外の割合に比べ10ポイント程高くなっています。また、貧困世帯の子どもで、「インスタント麺を週1回以上食べる」と回答した子どもが26.1%います。

貧困家庭の子どもの食事は、ごはん、パン、麺などの炭水化物が多く、肉、魚などのタンパク質やビタミンが不足しており、食生活や栄養に偏りがあることが分かっています。

また、貧困世帯の子どもの医療について「大阪子ども調査」（阿部彩、埋橋孝文、矢野裕俊平成26年2月）の小・中学生併せて約6,000人あまりに行った調査結果によると、親が子どもを病院に連れて行った方がよいと思いながら、受診させなかったケースが1,200件ありました。このうち128件は医療費の自己負担金を支払え

ないという理由で受診を控えていたという結果が出ています。

このように、子どもの貧困は、子どもの成長や栄養・健康面においても深刻な影響を与えており、「生きる権利」が保障されていない状況があります。

4 子どもの貧困対策について

(1) 貧困対策の柱

このような状況から、国は子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年1月17日より施行しました。

子どもの貧困対策においては、4点の取組が求められます。1点目は教育支援、2点目は生活支援、3点目は保護者の就労支援、4点目は経済的支援です。福岡県においても、「福岡県子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指す～」という施策が策定されました。

この計画では子どもの貧困対策の重点方針として3点が掲げられています。1点目には貧困状態にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援。2点目に生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援。3点目に行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、N P Oなど、地域支援の関係者が一体となって行う支援です。

(2) 教育支援(育つ権利の保障)

教育支援としては、まず、学校教育による学力保障です。各国とも共通していますが、次の世代を担う子どもを育てるために必要なのは教育です。貧困から脱していくために、高等教育を保障していく必要があります。そのために

は、少人数による習熟度別指導や補充学習など児童生徒に応じたきめ細かな教育の推進が求められます。

次に、学校を窓口とした福祉関係機関等との連携を行っていくというものです。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと記す）などの教職員以外の専門スタッフの配置を充実し、「チーム学校」による学校の環境改善及び専門性を生かした取組を推進していくというものです。SSWは平成20年度から、文部科学省の事業に位置づけられた、社会福祉の制度と福祉サービス利用の知識を持った専門家です。児童相談所には社会福祉を専門とするケースワーカーがいます。SSWは、学校と児童相談所をつなぐ役割を担い、福祉事務所のケースワーカーや医療機関のソーシャルワーカー、障害者雇用施策のソーシャルワーカー、司法分野のソーシャルワーカー、他の専門職等、様々な分野のソーシャルワーカーと学校や家庭をつなぐ役割を担うことになります。これにより、SSWは家庭環境によって子どもが教育を受ける機会が妨げられている状況に応じて取組や教育支援を行っていきます。

(3) 地域での学習支援

学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図るために、地域による放課後学習活動等の学習支援があります。例として福岡県立大学の学生ボランティアによる小・中学生への学習支援というものがあります。特に高校進学に向けて、中学生の学習支援は重要です。

貧困世帯では子どもが高校進学を考える際に、経済的な理由で公立高校しか進学させることができないと親から言われる場合があります。しかし、学力的に厳しい場合は、子どもが進学そのものを諦めてしまうことがあります。そのような子どもたちが、中学校の早い段階から進学を諦め、学習意欲をなくしてしまうこと

がないように学力保障をしていくことは大切です。地域による学習支援や学生ボランティアによる学習支援はとても重要な取組の1つです。

さらには、大学等への進学に際しても、例えば福岡県が設立している公立大学法人においては、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免などの学生への修学支援制度があります。今後、他の大学においても貧困世帯の学生を対象とした奨学金制度等による支援が求められます。

(4)生活支援

生活支援については2点あります。まず、1点目は、食料支援です。これは、民間企業やNPOなどにより、栄養の偏りや食事の回数が少ないなど食環境が十分でない子どもに食事を提供していく取組です。子ども食堂の取組がこれにあたります。食べることを保障することができる権利の保障につながっています。

2点目は、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築です。これは、貧困状況にある、または陥るおそれのある子ども及び保護者の相談に対し、ワンストップで受止めるということです。ワンストップとは様々な行政サービスを一度に完了できるサービスのことです。こうすることで、関係機関と連携して、訪問相談支援を包括的に実施することができます。

なお、現在、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と記す）が各市町村で組織されています。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場で、平成16年に「児童福祉法の一部を改正する法律」において法的に位置付けられました。対象は児童福祉法第6条の3に規定される、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童ですが、家庭状況によっては貧困が背景にある場合もあります。設置主体は市町村になります。し

かし、取組での地域間格差があり、情報交換で終わっている自治体がある一方、具体的な対策の動きまで行っている自治体もあります。ある自治体では、情報交換で終わっていた要対協の会議が、SSWがコーディネートしていくことで、それぞれの役割が明確になり、要対協そのものが、支援チームとして機能し始めた自治体もあります。状況確認だけでは要保護児童の環境改善は図れません。地域の中でチームとして連携を図ることがまさに求められます。

5 求められる大人の人権認識

今現在、子どもを貧困から守り、一人一人が自己実現を果たしていくような支援の仕組みづくりが求められています。まずは、その仕組みをつくる大人が主体的に、子どもの人権に対する認識を深めることが大切です。そうしていくことで、支援の広がりと取組の充実につながっていくのではないかでしょうか。

執筆者紹介

門田　光司（かどた　こうじ）

久留米大学文学部社会福祉学科の教授である。また、福岡県スクールソーシャルワーカー協会の会長でもあり、教育事務所のスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーとして、子どもや家庭の支援に関わっている。

著書：「スクールソーシャルワーカーのしごと」（中央法規出版）、「スクールソーシャルワーカー実践事例集」（中央法規出版）、ほか

※平成28年度福岡県社会人権・同和教育担当部課長研修会での門田さんの講演を、本人の承諾を得て、福岡県教育委員会が要約したものです。

中学校区での人権教育の実践～「中間市人権教育総合推進地域事業」の取組から～

人権が尊重される園・学校づくり

～ 子どもたちの進路保障に向けて、
校区で連携・協働して取り組む「学力の土台づくり」～

福岡県教育委員会は、文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえて作成した「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図ることを目的に、「人権教育研究推進事業」(人権教育総合推進地域事業及び人権教育研究指定校事業)を企画し、調査研究を進めています。人権教育総合推進地域事業は、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組です。今回は、平成25年度から平成27年度までの3年間の中間市の取組についてご紹介します。

1 取組の実際

中間北中学校区では、平成17年に北校区連携事業「ほくほく夢ネット」を組織し、さくら保育園・中間北小学校・中間北中学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの進路保障に向けた取組を進めています。しかし、校種間や学校・地域間で活動に関する成果と課題を共有する機会が不足し、地域の教育力を十分に活かせていない現状があり、地域の子どもたちが主体的に様々な学校や地域の活動に十分参加できていない課題がありました。

そこで、本事業を活用し、子ども一人一人の人権が尊重され、自分の夢や希望を持って未来にチャレンジできるよう、地域の教育力の向上に努めています。

(1)「推進体制」



(2)「校種間の連携した取組」

- ① まなび委員会を中心に、「人権が尊重される授業づくりの10の視点」(北九州教育事務所作成)を、小・中学校で共通の授業改善の視点として取り組んでいます。この10の視点を小・中学校が共通して活用することで、お互いの人権が尊重される授業づくりを推進することができます。

〔人権が尊重される授業づくり10の視点〕

No	評価項目	視 点
1	導 入	授業中のルール(始業時間、挨拶、学習準備、姿勢)の指導を適切に行っている。
2		学習のめあてを提示し、全員が把握できたか確認している。
3	展 開	自己存在感をもたせる工夫や支援を行っている。(自己存在感…一人一人が授業に参加しているという実感)
4		個人で学習課題に取り組む時間を確保している。
5		班やペア等で交流の場があり、何を話し合うのかが明確である。
6	まとめ	学んだことを確かめあったり、適用問題を解かせたりするなど、定着させる活動を仕組んでいる。
7		めあてと整合性のあるまとめを板書し、児童・生徒に確認している。
8	指 導 技 術	1単位時間の学習の流れがわかるような板書ができる。
9		発問や指示が明確であり、児童・生徒の活動や思考が活発に行われている。
10		児童・生徒の発言や反応に対し、褒める、認める、支援する、他の児童・生徒へ広げる等の適切な対応を行っている。

- ② きずな委員会を中心に、子どもたちの自尊感情を高めることに重点を置いて、園児、児童、生徒が活動を共有する場面のねらいや活動内容を再編し、焦点化・効率化を図っています。

『保育園・幼稚園一小学校』

どんな絵本を読んでくれるのかな?

○絵本でほくほくタイム

5・6年生は保育園・幼稚園を訪問し、絵本の読み聞かせをしたり、お世話をしたりします。絵本の内容がうまく伝わるよう、手作りのペーパーサートや小道具を用意し、何度も練習します。園児と小学生の間に「たよるーたよられる」の関係が生まれています。

※ペーパーサート…紙に人物などを描いて切り抜いたものに棒を付け、背景の前で動かして演じる人形劇。



【小学生の読み聞かせ】

『保育園・幼稚園一小学校一中学校』

○中間北中学校文化祭

中間北中学校の文化祭には保育園の園児と中間北小学校の6年生が参加します。園児は合唱、小学生は平和学習の報告と群読、中学生は合唱を披露します。お互いを認め合い、それぞれが自分の成長を実感できる場となっています。



【園児の合唱】



【小学6年生の群読】



【中学3年生の合唱】

《校区全体》

○ほくほく夢ネット学習会

「ほくほく夢ネット学習会」を毎年行い、保育士・教師・保護者・子育てサポート隊が一堂に会し、「夢ネット」のめざすものや子ども像、組織や年間指導計画等を全員で学習し、共有し、協働した子育てが地域でできるよう進めています。

○ほくほく夢まつり

子育てサポート隊が出店したり、中間北中学校の吹奏楽部が体育館で生演奏を披露したりしました。また、同じ会場で実用品バザーも開催しました。中間北中学校PTAの出店では、有志の保護者が協力して、パンやお菓子を販売するなど、地域の方々がたくさん参加し、様々な世代の交流を行っています。



【子育てサポート隊の出店の様子】



【中間北中PTAの参加の様子】



【中間北中吹奏楽部の演奏の様子】

〈中間北中学校 吹奏楽部の生徒の声〉

今年も北小で演奏することができたので良かったです。少しずつ自信をもって人前で演奏できるようになってきました。私たちの演奏を聴いて、北小の子どもたちが音楽に興味を持ってくれればうれしいです。

(3)「学校と関係機関等との連携した取組」

○しめかざり学習

中学1年生と小学2年生を対象にした学習活動で、じんけん委員会を中心にして取り組んでいます。同和教育副読本「かがやき」の中にある教材「しめかざり」「つるばあちゃんのものがたり」でしめかざり作りに込めた願いを学習します。中学1年生は地域ゲストティーチャーから、しめかざりの作り方とそこに込める思いを学習し、小学2年生にしめかざりの作り方を教えながら、一緒に作ります。自分たちが住んでいる地域の願いや思いを知り、人と関わることの心地よさを体感できるよう取り組んでいます。



【しめかざりを教えている様子】

[中学生の感想]

2年生に教えるのは、とても楽しかつたです。私は教えるのは、『簡単だ』と思っていました。でも、結構難しかつたです。2年生がわかりやすいようにあまりできなかつたかなと思います。でも、「わかつた!」って、言ってもらえたときは嬉しかつたです。私が2年生の時に教えてくれた中1の人の大変さがとてもわかりました。2年生はとてもかわいがつたです。はじめは、話しかけても、あまり喋ってくれなかつたのに、だんだん時間が過ぎると、自分から話しかけてくれたりした時は嬉しかつたです。

(4)「学校・地域・家庭・関係機関団体等との連携、協働した取組」

○「早起き週間」の実施と子育てでのびき「いっしょにしようよ」の活用

からだ・こころ委員会では、保育園保護者と小・中学校PTAとで協働して、子どもたちの生活習慣・学習習慣の確立に向けた取組を進めています。校区そろって年間3回の「早起き週間」を実施し、早寝・早起き・朝ごはん・家庭学習などの生活習慣の獲得に取り組んでいます。また、保幼小中の15年間を見通した子育てでのびき「いっしょにしようよ」を作成し、校区の保育園、小学校、中学校に通う子どものいる全家庭に配布し、その活用を促進しています。

さらに、保幼ではふわふわ子育てタイム、小中では保護者懇談会等を実施し、子育てに関する情報を共有したり、学習したりする場を作りながら、保護者間のネットワークの構築も図っています。



【子育てサポート隊から保育園の保護者へメッセージを伝えている様子
(ふわふわ子育てタイム)】



【子育てでのびき
「いっしょにしようよ」】

～「いっしょにしようよ」～

子育てでのびき「いっしょにしようよ」は、保護者が抱える様々な子育てに関する悩みを解消し、子どもたちの人権感覚を日常的に高めてもらうことを願って、地域の教育関係者等が知恵を出し合い作成したものです。生活習慣、家庭学習、コミュニケーションの取り方等を掲載しています。

子どもの話に耳を傾けていますか？

子どもは自分の話を聴いてもらうことで、心が安定します。

とくに幼児は伝えたいこと、訴えたいことをすぐにまわりのおとなに話そうとします。

子どもは今、聴いてほしいのです。

子どもは、その時にしか表現できません。

「あとで！」と言われると、自分が拒否されたと感じてしまうことがあります。

子どもが話したことば、「今、その時に」心をこめて聴いてあげましょう。

【中間北中学校区作成「いっしょにしようよ」から】

2 取組の成果と今後に向けて

様々な形で校種間や世代間での交流活動を仕組むことによって、子どもたちに多くの出会いの機会を創出することができました。そのことによって、子どもの中に「導くー導かれる」「たよるーたよられる」「あこがれるーあこがれられる」といった関係を作り出すことができました。また、人の役に立って喜ばれる経験を通して、学級の雰囲気や友達関係を改善させるなどの効果もありました。子どもたちの自尊感情を高めるとともに、人間関係を築く力や、協力し問題を解決していく力を育成することにも大変有効であると言えます。また、子育て世代を中心に、地域の大いなる出会いの機会を作ることで、子どもを通して地域の大人がつながり、孤立を防ぐことや地域の活性化にも効果があると考えられます。

今後は、現在の取組内容について、地域ができること、学校ができること、家庭ができるなどを精選しながら、取組の焦点化を行い、地域の子どもの育成により効果的な方策を生み出していくことが望まれます。

QUテスト結果（中間北小学校）



11月に行つたQU
テストの結果では
6月から大きく伸びています。

※配慮…対人関係の基本的なマナーやルールが守られているか。
かかわり…人と関わるきっかけや関係の維持、感情交流の形成ができているか

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく 社会の実現を目指して

「すべての人は、教育を受ける権利を有する」と、世界人権宣言にうたわれているように、すべての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。教育を受けることそのものが人権であるという視点から、経済的理由で学習の機会が奪われることのないよう、修学の支援や学習の機会の提供が必要です。

しかしながら、近年子どもの貧困が社会問題として関心を集めています。貧困は、子どもが健やかに成長するうえで大きな妨げの要因となります。国民生活基礎調査によると、平成24年時点の子どもの貧困率は16.3%と悪化してきており、本県には9万世帯を超える生活保護世帯があります。

大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育っていくことの大切さを改めて認識して、自らの責任を果たしていくことが求められており、子どもの人権の尊重と保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要があります。

国の動き 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

福岡県の動き

福岡県子どもの貧困対策推進計画(平成28年3月)

基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指す。

重点方針

- ① 乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援
- ② 支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援
- ③ 地域の関係者が一体となって行う支援

貧困の状況

福岡県における要保護及び準要保護児童生徒の数は、平成25年度において91,521人であり、公立小中学校の全児童生徒数の22.6%となっています。平成21年度調査と比較すると、5,800人増加しています。このような状況を勘案すると、福岡県の場合、子どもの貧困率は、全国数値(平成24年時点 16.3%)を上回っているのではないかと考えられます。

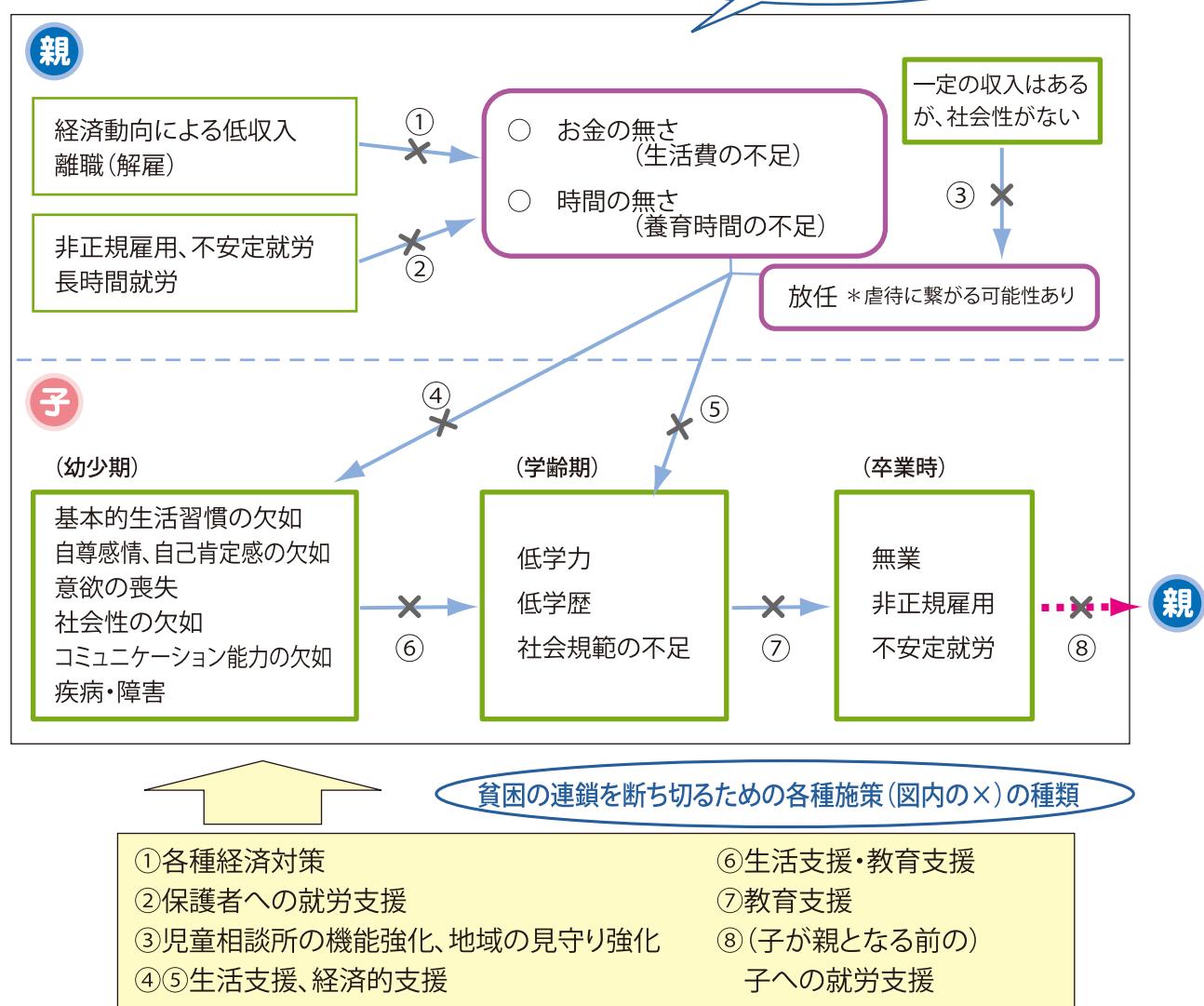
貧困の連鎖を実際に断ち切る

～福岡県子どもの貧困対策推進計画から～

子どもが貧困に陥る原因一つ一つを軽減、除去し、貧困の連鎖を断ち切るために、機動的、継続的、横断的な取組が必要です。市町村をはじめとする関係機関や団体等と密接に連携を図りながら、地域を挙げて貧困の連鎖を断ち切るために全庁的に取り組んでいます。

① 貧困の原因を明確にする

貧困の原因はどこ？



② 必要な施策と結び付ける

○教育支援	○生活支援	○保護者に対する就労支援	○経済的支援
就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援	貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する支援	職業訓練の実施、就職のあっせん、その他保護者に対する就労の支援	生活を下支えするため、各種の手当の支給、資金の貸付、その他の経済的支援

③連携を図りながら、取り組む

教育支援の例

ここにある支援は、さまざまな
施策の一例です。

放課後学習活動 支援事業	放課後等に地域の協力を得ながら補充学習等の学習活動を行う「学び道場」を実施し、学力向上の基盤となる学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図ります。	社会教育課
放課後児童クラブ 学習支援事業	放課後児童クラブと学び道場との間の児童送迎支援を行うボランティア等に対する謝金の助成を行います。筑豊地区における放課後児童クラブにおいて、学習指導ボランティアを配置し、学習支援を行う事業に対し助成します。 【平成27年度2月補正新規】	青少年育成課
学習ボランティア 派遣事業	公立大学法人福岡県立大学の学生が小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。 【平成27年度2月補正新規】	政策課
私立高等学校等 学び直し支援金 交付金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、卒業までの間(最長2年間)、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。	私学振興課

生活支援の例

非行少年等の 就労支援事業	非行等の問題を抱える無職少年に対し、ハローワーク等と連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した伴走型の就労支援を実施します。	青少年育成課
児童養護施設等 人材確保事業	児童養護施設等における人材確保を図るため、実習期間中、指導職員の代替職員を任用する経費や新規採用職員を採用前に非常勤職員として採用する経費の補助を行います。 【平成28年度新規】	児童家庭課
里親委託推進事業	児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、里親制度等の普及啓発に努めるとともに、研修の実施や里親家庭への訪問支援など、きめ細やかな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。	児童家庭課
青少年育成環境 改善対策事業	非行など、様々な課題を抱える青少年やその家族が、行政や民間の支援を切れ目なく受けることができるよう、支援に関わる職員の資質の向上と、連携強化に資する研修等を実施します。	青少年育成課

県のHPで「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を見ることができます。

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/204550_51713261_misc.pdf

具体的な事業内容と所管する課の一覧を見ることができます。学校の中、役場の中、地域だけではできない支援も、それぞれがつながることで、できることがたくさんあります。その子に、その家庭に必要な支援を、できるだけ早く届けていきましょう。



福岡県福祉労働部保護・援護課ではグリーンコープ生活協同組合ふくおかに委託し、6月に子ども支援オフィスを開設しました。子ども支援オフィスでは、対象家庭へ積極的に出向いて相談を受け、相談者が抱える問題に応じた最適な支援を盛り込んだ個別支援計画を作成し、各種施策を実施する関係機関と連絡・調整することで、相談が必要とする支援を受けられるよう取り組みます。現在県内4か所に設置されています。

経済的にお困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップ(複数にまたがっている手続きを、一度にまとめて行えるような環境)で相談対応しています。

相談無料となっています。

・粕屋オフィス

〈TEL〉092-938-1205

糟屋郡粕屋町若宮1-3-6 安河内ビル1階

・水巻オフィス

〈TEL〉093-203-1661

遠賀郡水巻町頃末北1-12-12-1階

・久留米オフィス

〈TEL〉0942-38-0601

久留米市東和町1-9 成富ビル5階

・行橋オフィス

〈TEL〉0930-26-7710

行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1階

.....相談の流れ.....

1 あなたの不安や悩みを
相談支援員にお聞かせください。

2 あなたの意思を尊重しながら、
あなただけの支援プランを作ります。

3 支援プランに基づいて
さまざまなサービスを提供します。

4 困りごとが解決した後も、
相談支援員が一定期間フォローします。

相談時間 9時30分～17時30分
月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

この他にも、各市町村独自の取組や、地域ボランティアやNPO法人によって運営されている取組など、子どもの健やかな成長を願う様々な活動があります。地域の実情に応じて、工夫をしながら運営されています。

様々な事業・施策が実施されていますが、厳しい生活背景を抱えている家庭には、必要な情報が届いていないこともあります。地域や学校で、その厳しさを理解していくながら、その家庭にはどんな関わりや、どんな支援が必要なのかをしっかりと判断し、届けていく必要があります。

子どもの貧困の問題は、時間とともに解決するものではなく、放置すれば時間とともに悪化し、時には取り返しのつかない状況になってしまうこともあります。子どもたちの周りの大人が、積極的につながっていき、多くの情報をもつた上で関わることによって、子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現につなげていきましょう。

学校教育における進路と学力の保障の取組について

1 学校教育による学力保障－「効果のある学校」の取組

家庭の経済状況等にかかわらず、すべての児童生徒に社会参加と自己実現を可能とする「進路と学力の保障」の取組は、人権教育の重要な柱です。

とりわけ教育上配慮が必要な状況にある児童生徒については、その状況を的確にとらえて具体的に取組を進めていくとともに、学力向上と人権感覚の育成を併せて追求することが効果があることを踏まえつつ、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努める必要があります。

【参考】効果のある学校(effective school)

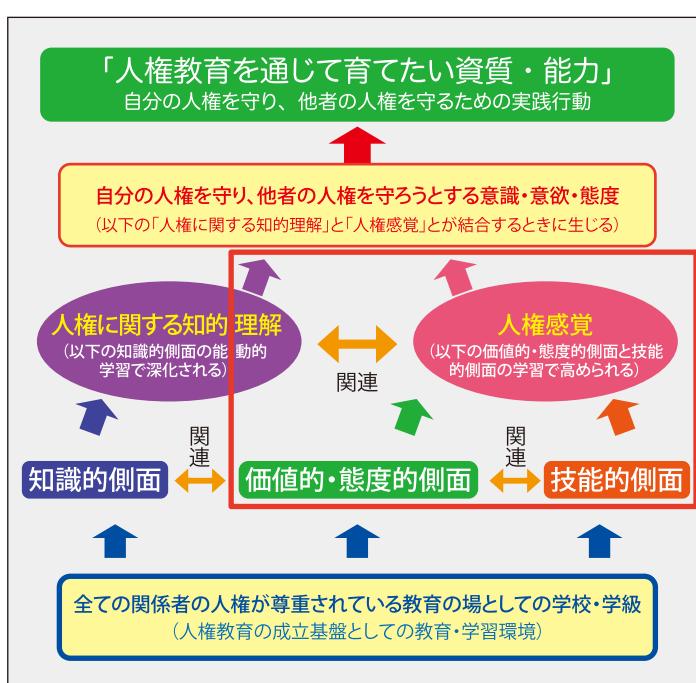
今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していかなければならないからである。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から抜粋

2 学力の向上と人権感覚の育成

人権感覚の育成については、人権感覚をそのまま教育の対象として捉えるのは容易ではありません。人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造(下図)を意識しつつも、児童生徒の実態や人権教育推進上の課題を踏まえ、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能の資質・能力の中からいくつかを個別的に取り上げ、重点的に取り組むことが必要となります。その資質・能力の育成を図ることで、いわば間接的に人権感覚を育てることになります。



○ 知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的的理解に深く関わるもので。(自由、責任、権利などの諸概念、人権の歴史や現状、国内法や国際法等に関する知識等)

○ 価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は人権感覚に深く関わるもので。(人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価等)

○ 技能的側面

この側面の資質・能力は人権感覚に深く関わるもので。(想像力・共感的理解力、コミュニケーション能力、人間関係調整能力等)

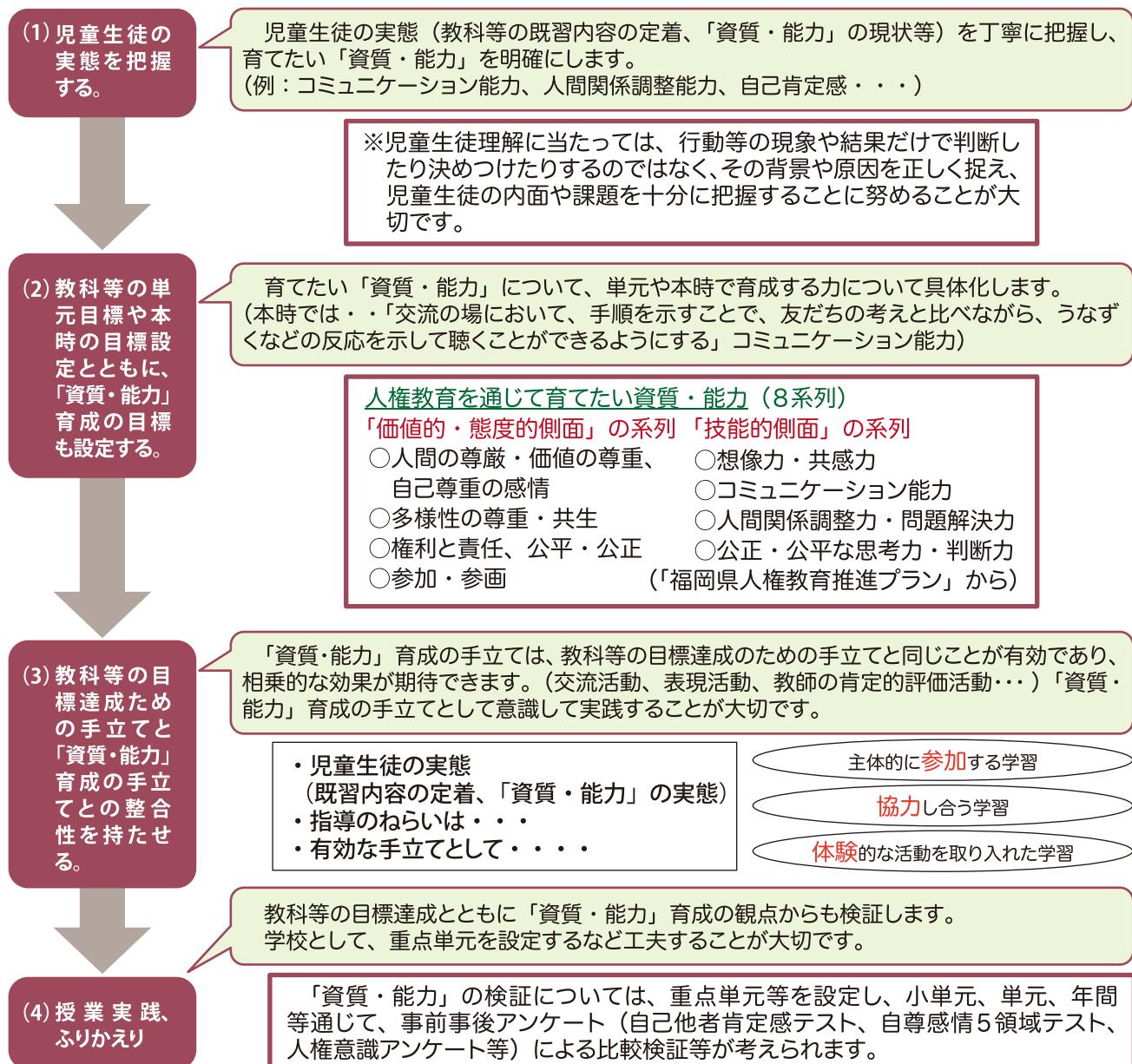
【育てるべき資質・能力を明確に…】

児童生徒の学力形成は、生活文化や経済的背景の影響を受けていることは様々な研究等で論じられています。学力形成に影響を与える要因として、家庭の経済的・文化的な側面及び人権課題等の社会的な側面に着目し、その課題を克服していくための視座として、児童生徒の「自尊感情」「自己効力感」「社会的貢献意識」「進学意欲」等の高揚を図ることや「学習習慣」を確立するための支援策が重要であることも示されています。

各学校においては、児童生徒の家庭の状況や生活背景等の実態を丁寧に把握し、育成すべき資質・能力を明確にしていくことが重要であり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな対応が求められています。

3 人権感覚育成の授業づくりの手順

児童生徒の実態から、この授業で育てたい「資質・能力」を明確にし、教科等のねらいや場面に合わせて、意図的に手立てを考えることが大切です。



人権教育DVD(ビデオ)の貸出を行っています

配置年	題名	パンフレット	内容
H27	D2762 <18分> わたしから はじめる人権 子どもの人権編		<p>子どもの人権問題をドラマ、ドキュメンタリー、解説と3つのパートで構成しており、子どもの本音に迫りながら、子どもの人権を守るためにできることは何か考えることができる内容となっている。また、虐待防止センターの相談員の話を中心に、虐待とは何か、どうしたら防ぐことができるかを考えることができる作品。</p> <p>対象:一般 企画・制作 株式会社 ドラコ 取材協力:社会福祉法人子どもの虐待防止センター 六甲カウンセリング研究所</p>

配置場所	<p>○ 人権・同和教育課 (TEL) 092-643-3918 (FAX) 092-643-3919 (人権教育DVD等についてはホームページに、目録を掲載しています。)</p> <p style="text-align: center;">人権教育DVD 福岡県 で 検索 </p>
------	---

児童生徒向け、保護者向け、一般向けの研修会や学習会では是非ご活用ください。

人権教育DVD(ビデオ)の利用について

1 利用手続

原則として直接来課し、借用書に来課した方が記入・押印の上、DVD等と利用報告書を受け取ります。県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等(教育委員会を含む)については、使送便を使って借用できます。

2 利用期間

原則7日以内(貸出しの日を含む)です。ただし、必要と認められる場合は期間変更も可能です。

3 返却

利用報告書に必要事項を記入し、上記1と同様、直接来課または使送便で返却してください。

◎ 電話またはメールにて予約できます。 kdowa@pref.fukuoka.lg.jp

編集後記

▼熊本地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災地の皆様の明るい笑顔が溢れるために、私たち一人一人に何ができるのかを考え、具体的な行動につなげていきたいものです。

▼本号は、子どもの貧困をテーマに作成しました。本号作成を通して、私のこれまでの子どもたちとの関わりを新たな視点で見つめ直すきっかけとなりました。以前は毎日直面する事案とぶつかりながら、自分の力の無さを感じることが多くありました。しかし、無理に一人で抱え込まなくとも、周りには様々な支援が、専門的に行われています。子どもたちと関わるみなさんが様々な支援の情報を共有できることを願っています。本号の情報が、子どもたちへの支援のネットワークづくりにつながり、そして、明るい未来につながることを期待しています。

「人権教育は今」は年三回の発行です。本資料を様々な研修会等で御用いただければ幸いです。

「人権教育は今」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。[人権教育は今](#) で **検索** 